

# 一般質問 ここが聞きたい!

紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自らが要約、執筆したものを掲載しています。

## 第6回町議会定例会では、6議員が町政をただしました。

- 益子明美 議員 ①那珂川町の新規就農政策について  
 ②食品放射能測定器の利用経過について  
 ③放射性廃棄物の処理について
- 橋本 操 議員 ①住宅用火災警報器について
- 塚田秀知 議員 ①管理職に昇任する人材の昇任試験導入について
- 小林 盛 議員 ①北沢の不法投棄を、処分場を造りたい為に利用しているのではないか
- 益子輝夫 議員 ①町政懇談会について  
 ②馬頭最終処分場について  
 ③自衛隊について  
 ④就学援助について
- 福島泰夫 議員 ①農産物加工所の今後について  
 ②東野バス西那須野線について

※紙面の都合により質問者の掲載順を変更しています。

### 火災警報器を取り付けよう

答 火災警報器設置の必要性を普及啓発していく



橋本 操議員

**質問** 平成16年6月に消防法が改正され、南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の施行に伴い、住宅等に住宅用火災警報器等の設置が、義務付けられ、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成21年6月1日から義務付けされたが、住宅火災により多くの尊い人命を失っており、主な原因は、火災に気づくのが遅れ、逃げ遅れによるものが大半で、そのうちお年寄りが半数以上である。

このようなことにより、住宅用火災警報器の設置の必要性が高まったようである。そこで伺う。

①町営住宅等、町有施設には町が設置したと思うが、

全体で何世帯、総数で何基設置したのか。

②那珂川町の一般住宅には、何世帯設置され、全体でどのくらいの割合で設置が済んでいるのか。その設置状況は把握しているのか。

③義務化によって、すべての住宅に設置されるものだが、まだまだ未設置の住宅があると思う。安全、安心の確保のため町として改めて周知を徹底するなど、設置を促進するべきと考えるが、取り組む考えはあるか。

**答弁** ①町有住宅等308世帯、総数で901基設置しており、100パーセントの設置率である。

②総務省消防庁の住宅用火災警報器の設置状況の推計結果により、南那須地区広域行政事務組合消防本部内の推計設置率は、64・2パーセントで設置戸数は3900戸程度である。

③消防法施行令の改正により、南那須地区広域行政事務組合火災予防条例が施行され、町では平成20年に女性防火クラブと消防団の協力を得て、住宅用火災警報器の購入希望者を取りまとめ、共同購入を実施している。

また、毎年実施している消防の査察や防火座談会において、住宅用火災警報器の設置の必要性など普及を行うほか、火災予防運動に合わせて町広報誌に掲載するなど設置の普及啓蒙を図っている。

これからも引き続き普及啓発をしていきたい。

いつでも出動できる体制だが火災警報器の設置は必要



**農業と集落を維持するため町独自の新規就農政策を**  
**答** 那珂川町の農地を守り、新規就農者を増やす政策を積極的に作っていく



益子明美議員

**質問** ①農村の担い手不足が深刻化し、農業と集落が維持できない状態が危惧されている。積極的な新規就農政策を打ち出し、事態を打開すべきと考える。近年の新規就農者は何人いて、町としての支援はどのようなように行ってきたのか伺う。

②最近では都市でのサラリーマンなどを辞めて農業を目指す人が出てきているが、町はどのような人に就農できる機会をあたえられるようになってきているか。  
 ③県の農業大学の在校生も非農家の学生が半数を占め、卒業後就農できずにいる。意欲ある学生が卒業後就農できるよう研修ができるなどの受け皿を町で作っ

ていくべきではないか。  
 ④新規就農を目指す人達にとっての一番の問題は住む家の確保と聞いている。町の空き家などを一定期間借りられるようにするなど、新規就農者受け入れのための政策として整備すべきではないか。



新規就農で頑張っているヤヤキタ農園の車さん(健武)

**答** ①最近の新規就農者は、21年度は4名、22年

度は3名、23年度が6名で、その多くは親元での就農やUターン就農となっている。支援策としては、機械導入時の補助金交付や農業経営講習会の実施、国や県の制度を有効活用してきた。

②県主催で町や農協などの関係機関が一体的に取り組む就農支援ネットワークの会議を通じ就農前から定着までの支援を行ってきた。  
 ③学生からの相談も就農支援ネットワークの会議を通じて就農できるよう対応してきた。研修に関しては受け入れ農家と連絡調整をするなど受け皿となる体制を整えてきた。しかし、後継者不足や耕作放棄地の問題で将来の展望が開けていないのも現状である。新規就農者をどうやって増やしていくべきか町としてのプランを作っていくと考える。

④町として空き家情報を収集し、新規就農者に貸し付けできるかどうか検討していく。

**食品放射能測定器の有効利用について**

**質問** ①食品放射能測定器で検査が開始されて現在まで何件の測定が行われ、その結果はどのようなものであったか伺う。  
 ②数値の公表は行われているか。

③自家用野菜を育てている畑の土を測定したいという要望がある。測定できる機器なので測定すべきではないか。

**答** ①7月から11月14日まで、野菜・果実・山菜・きのこなど、総数で220件のこなど、総数で220件になる。この中で基準値100ベクレルを超えたものが36件で、きのこが32件、残り4件は茶葉であった。  
 ②個人のプライバシーに関わることなので、公表はしていない。  
 ③町民の方が安心して野菜などを食べられるのかという不安に対応するため実施している。衛生上の観点からも野菜等に限定しているの理解いただきたい。

**放射性廃棄物の処理町として基準作りを**

**質問** 自家用暖炉の灰が一般廃棄物として出せずに家庭に保管しておくように言われている。保管に限界があり、町として対応を考えるべきではないか。  
 ②広域処理されている一般廃棄物の放射能の値はどれくらいか。また、処理できずに保管されているものは無いのか。

**答** 現在行っている広域のゴミ収集では、もともと灰は収集していない。肥料等への使用基準は400ベクレル以下で、それ以上の灰は、ビニール袋に入れて人が近寄らない場所、または土のうにより放射能が遮蔽できる場所で保管していただくようお願いしている。今後、国や県の動向も見ながら対処していく。  
 ②10月の測定値は、ばいじんが390ベクレル、不燃物残さが82ベクレルで、処理できずに保管されているものは無い。



処分場の為に、北沢の不法投棄を利用しているのではないかと

答 町民の健康と安全を考え、全量撤去が必要



小林 盛 議員

**質問** 北沢の不法投棄は、投棄されてから22年も経過している。その間もモニタリングを続けてきたが、一度も環境基準値を超える有害物質は、検出されていないし、一度も問題を起こしたことはなかった。しかし、県も町も「北沢の不法投棄物はそのまま放置できない危険なゴミであり全量撤去が必要である。備中沢に処分場を作って適正に処理することが、実現可能な最善の方法である」と言ってきた。これは、町民に対する欺瞞行為ではないのか。22年も経過したからこそ見えてきた矛盾点について伺う。本当に全量撤去が必要な危険な投棄物なのか。

**答弁** 平成12年に不法投棄物の詳細調査を実施し、有害物質であるダイオキシン類や鉛などが基準値を超えて検出された。その後、周辺の水質検査などのモニタリング調査を継続的に実施しているが、現在までに周辺地域への汚染拡大の兆候は認めていない。今のところは安定しているが、この状態が変化した場合、汚染拡大の恐れがある。町民の健康と安全を考え、全量撤去が必要と考える。

**質問** 危険な不法投棄物なら、なぜ産廃特措法を適用し、解決を図らないのか。県が産廃処分場を造ることとは、初めから次元の違うことで、一緒に解決することには、法律的にも矛盾だらけになる。危険な不法投棄物であるなら、一日も早く撤去することが必要なことである。そのために法律が必要なのですか。北沢の不

法投棄は、平成2年に投棄されたものだが、当初は法律による解決が出来なかった。平成15年に産廃特措法が制定され、北沢のように、「住民の生活環境上の支障が生じ、また、生じる恐れがある場合は、すべての事案に対し、当法律を適用し、速やかに問題の解決を図ること」というこの法律によって那珂川町民の生活環境が守られるはずである。

日本は法治国家である。法律の中では「当該法律は、監督処分発動について、その発動要件と措置方法は、客観的条件のみを定め、処分対象の財力や行政の予算措置の困難性などの事情を考慮する主観的、恣意的判断はしていない」となっている。

**答弁** 県は北沢の場合は、不法投棄者に撤去費用を負担する資力がなく、措置命令の実効性がないと判断して命令を出さないと断言している。法律に基づいて代執行を行うべきということだが、汚染拡大や緊急性、処分先の確保などを含め判断する必要があり、県は代執行は行わない。

**質問** 福島第1原発の事故により、栃木県内には福島県に次ぐ量の指定廃棄物（8000ベクレルを超える廃棄物）が約9000トンある。しかし、8000ベクレル以下の放射性廃棄物は、管理型の処分場で処分できることが法律で決定されており、馬頭処分場に放射性廃棄物が入れられてしまっているのか。知事は、馬頭処分場には入れないと言っているようだが、なぜ栃木県が初めて造る管理型の産廃処分場に入れなくても済むのか。どこに、どう処分するのか。その根拠が示されなければ、にわかには信じがたいことである。その根拠を示してほしい。

**答弁** 県は、放射性物質に汚染された産業廃棄物は、受け入れない方針である。また、町も同じ考えであり、県と環境保全に関する協定を結ぶ考えである。



※1  
「産廃特措法」ってなあに？

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の略。平成10年6月以前に不法投棄が開始された産業廃棄物を、都道府県等が自ら処理する場合などに、特別な措置による財政支援（国の補助金や地方債の起債特例など）を行う枠組みを定めた法律。

## 町政懇談会での町民の意見を町政に どう生かしていくのか

答 調査研究し反映させていく



益子輝夫議員

さまざまな意見をいただいた。これらの意見については今後、担当部署において調査研究し、取り入れ可能なご意見等については計画に反映させたい。

## 馬頭最終処分場について

**質問** 今回の町政懇談会には、16会場のうち13会場に参加させていただき、町政に対する町民の熱心な意見を聞くことができ大変勉強になった。

**町長**をはじめ町執行部は今回の懇談会の内容をどう思ったか。また今後、懇談会で出された町民の意見を町政にどう生かしていくのか伺う。

**答弁** 10月と11月の2カ月にわたり開催した町政懇談会では庁舎建設基本構想の概要と地域振興計画とバイオマス計画についての説明を16会場で実施した。

懇談会では、町に対する要望や質問をはじめ町長に対する叱咤激励を含めさま

よると低線量被曝でも白血病を発症すると発表している。

この放射能問題については、処分場に汚染物質は受け入れないではなく、このような心配がある処分場自体をつくらない方向にならないか。町長の考えを伺う。

## 馬頭最終処分場について

**質問** 町長は、馬頭最終処分場には、放射性物質は持ち込ませないと小林議員の処分場問題での質問に答弁しているが、10月31日の小

口行政区区での町政懇談会で、100ベクレル以下は認めるようなことを発言した。最終処分場へ放射性物質の入ったものを持ち込むように変わったのか。町長の真意を伺う。

最終処分場は県営でもあり、町長が言うように放射能の汚染物が持ち込まれないという保証はどこにもない。アメリカの研究機関に

## 自衛隊の問題について

**答弁** 町政懇談会で質問者から100ベクレルという数字が示され話題になったが、県、町としても放射性物質に汚染された産業廃棄物を受け入れる方針はない。100ベクレルの発言は自然界にあるものを勘違いしての発言であり取り消したい。

**質問** 「福祉まつり」に自衛隊が参加したことで、町

民のなかにも、なぜ参加したのか疑問が出ている。福祉まつりの実行委員会に参加していたが、一度も説明がなかった。

被災地の救援活動の写真

を展示しながら、自衛隊募集ののぼりを立て、風船を配るようなことをやっていた。これは問題ではないか。

自衛隊が救援とか何かやっていることは承知している。しかし、日本国憲法の前文や9条の戦争の放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認をうたっている憲法上から照らして、絶対に認められるものではない。

町長は自衛隊の問題についてどう考えるか伺う。

**答弁** 自衛隊は災害など非常事態の発生時に、被災地での救援、復興活動等、私ども国民に欠かせない重要な役割を持っているものと考えている。

福祉まつりには、救援、復興活動の写真パネル展、活動の啓発、PRをされた。

憲法9条の第2項に戦争放棄と交戦権の放棄が書かれていると思うが、憲法に関する質問に対しての答弁は差し控えたい。

## 就学援助制度について

**質問** 現在町にはどんな就学援助制度があり、どんなことをやっているのか。また、町では何人ぐらいが対象になって、どんな家庭が対象になっているのか。援助を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。また、子供を持つ家庭に就学援助制度が知られていないので、広く分かるように検討していただきたい。

**答弁** 経済的理由で就学に困難をきたしている児童、生徒に対する扶助制度として就学援助制度があるが、この制度は要保護者と準要保護者の2つに区分されて援助が行われている。現在82世帯の方が該当している。

支給手続きの方法は、学校へ申請すれば、教育委員会に書類が提出になり、支給要件を確認した上で認定することになる。

この制度については、今後できるだけ啓発活動をしていきたい。



## みそ加工所を存続して

答 利用者に不便をきたさないよう修繕・更新をする



福島泰夫議員

質問 J Aなす南小川支店に隣接する、那珂川町小川農産物処理加工施設は、建設以来20年が過ぎ、建物・機械・器具も老朽化しているが、い

まだに冬の味噌加工シーズンには利用者が絶えないので、存続させたいと考える。

第2次那珂川町行財政改革推進計画の中で、24年度を目標に廃止、譲渡すべきとの方向性が示されているが、次の点を伺う。  
①行財政改革推進計画の中の進捗

状況はどのようになっているか。  
②今年もかなりの利用予約があるというが、老朽化した機械器具の把握とそれらの更新、あるいは修繕はするのか。  
③同じ敷地内にある那珂



楽しくコミュニケーションが図られている味噌加工

川町農業構造改善センターも廃止、譲渡の方針であるがその進捗状況は。

答弁 ①行財政改革推進計画の中では、委託先の那珂南農協に譲渡すべきとなっているが、譲渡先の事情もあり、現時点では委託契約のままである。

②施設は建設以来20年以上が経過し、建物、設備とも老朽化が進んでいる。修繕更新が必要な状況であることは、十分把握しており、本定例会に上程される補正予算に計上した。

③農業構造改善センターは、農産物処理加工施設と同様に、那珂南農協に譲渡するとしているが、現在まで合意はなされていない。引き続き農協と調整するが、加工施設同様、合意が得られるまでは町が責任をもって管理する。

### 東野バス西那須野線は便利だからもっとPRを

質問 那珂川町では公共交通網の整備について、交通弱者の足を確保するため、

デマンドタクシーを運行している。また、JRバス常野線の廃止に伴い、那珂川山市と連携して、代替え路線バスを運行している。

今年の春から、東野バス「馬頭西那須野線」が大田原市の配慮で、那珂川町民にとって非常に利便性が高まると期待されている。

また、大田原市赤病院の移転に伴い、大田原市営バスのダイヤが一部変更になったと聞いている。通学、通院等で乗り継ぎの利便性を図るため、当町でもこれらの周知に力を入れるべきと思うがどうか。

答弁 東野交通の西那須野駅までを運行しているバスについては、大田原市では、市営バスと東野バスの路線競合区間を再編することとし、重複している市営バス湯津上線を平成25年3月末で廃止することになっている。また、大田原市内を運行する東野交通の運賃については市営バスと同じ料金で上限を200円とする予定である。

このことから、那珂川町

内の運賃についても協議を進めてきたが、東野交通路線が重複する区間は従来の運賃として、重複しない区間、小川仲町から西那須野駅までの区間は大田原市内と同じ上限200円とする。市営バスの那珂川赤十字病院行きの路線導入により、バス路線運行ダイヤの変更があつたので、認可申請の状況等を勘案し、運行路線や運賃などについて広報誌やケーブルテレビ等で周知を図る。



◎東野バスの運賃が小川から西那須野駅まで200円になる

管理職に昇任する人材の昇任試験を導入する考えはないか  
答 慎重に検討したい



塚田秀知議員

強会を通しその中において町をどうして良くするか、昇任試験を受ける者の考え方が分かるので取り入れていきたいと考える。

質問 既に県内6市町では、管理職や一定の上級者に対し試験が導入されているが、当町では試験の導入は考えているか伺う。また、試験のかわりに昇任者に対し、町の問題、行政の問題等のレポート提出を導入する考えは有るか伺う。

答弁 管理職への試験導入については、管理職は組織のリーダーとしての判断力や統率力、調整力等さまざまな能力が必要であり、単に試験のみで判断すると試験の成績にのみとらわれることになり、管理職としての資質を見落としてしまう結果になると考える。よって慎重に検討したい。人材育成のいろいろな研修、勉

質問 第2次那珂川町行財政改革推進計画の中に、職員に対する人事評価システム導入が、こと細かく記載されているが、現在、管理職の昇任昇格は、どのような基準に基づき実施されているか。また、人事評価システムに基づき実施しているか伺う。

答弁 人事評価システムの目標の一つは、組織の正確、行政の向上を図ることにある。昇格の基準だが、能力評価と行政の2本立てで評価し、意欲や成果等さまざまな点を勘案し、勤続年数、経験年数を踏まえ昇格させている。人事評価システムは取り入れていない。

質問 人事評価システム導入の基本方針が、平成18年

に構築され、第1段階が終わり第2段階も間もなく終わると考えるが、進捗状況、成果はどのような状況か。

答弁 人事評価システムの進捗状況だが、当初は有効性と必要性にかんがみ、職員の活性化、資質の向上、自己管理能力の啓蒙と実践を図るため人事評価制度の導入を検討した。仕事ができるかできないか、という差別化が危惧懸念され、施行に至っていない。行財政改革推進計画にも掲げられており、この制度は、職員の能力や業績を公正、公平に評価できるシステムであると思うので、導入が遅れている嫌いはあるが今後取り入れたい。



行財政改革推進計画

### 庁舎建設並びに 消防庁舎建設検討特別委員会の経過

#### ▼第7回特別委員会の結果

開催日 平成24年12月21日  
町政懇談会における、出席者の意見等をまとめたものを執行部に求めることにしました。

#### ▼第8回特別委員会の結果

開催日 平成25年1月16日  
町政懇談会の結果を踏まえ、企画財政課長から庁舎を建設した場合の財政シミュレーションについて説明を受けたほか、今後は、町で示している基本構想の内容について、議論を交わし、議会としての意見を取りまとめることにしました。  
また、庁舎及び消防庁舎建設にかかる、平成25年度当初予算の詳細な内容の提出を執行部に要求することにしました。

### 議会改革特別委員会の経過

#### ▼第2回特別委員会の結果

開催日 平成24年11月21日  
葉山町で実施した行政調査の結果についての検討及び小委員会の設置を決定しました。

#### ◎小委員会の委員

佐藤信親議員、益子輝夫議員、大金市美議員、川上要一議員、小川洋一議員

なお、1月16日に第1回目の小委員会を開催し、委員長に川上要一議員、副委員長に益子輝夫議員を選出した後、今後の調査の進め方について協議し、小委員会として大田原市と那須町の議会改革の取り組みについて調査することにしました。